

日本アプライド・セラピューティクス学会 利益相反規則附則

第1条 施行期日

本規則は平成 25 年 1 月 1 日から当面試行期間とし、施行期日は、社会情勢を鑑み、理事会において決定する。

第2条 試行期間中の措置

- 1) 本学会が主催する講演会で臨床研究に関する発表や講演において、COI 状態の有無は、様式 1-A により自己申告する必要はない。しかし、筆頭発表者は該当する COI 状態について、発表スライドの最初に、あるいはポスターの最後に所定の様式 1-B により開示することに努める。
- 2) 本学会の学会誌などで発表（総説、原著論文など）を行う著者全員は、投稿時から遡って過去 1 年間以内における COI 状態を投稿規定に定める様式 2 を用いて掲載前に学会事務局へ届け出る必要はない。しかし、COI 状態の有無について、著者は同内容を論文末尾、Acknowledgements または References の前に記載することに努める。
- 3) 役員、委員長、委員などの COI 申告書の提出は、免除される。

第3条 試行期間中の措置の廃止

試行期間中の措置は、本規則が施行される期日の前日で廃止する。

第4条 本規則の改定

本規則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療および臨床研究をめぐる諸条件の変化に適合させるために、必要に応じて見直しを行うこととする。

付記

2012 年 3 月 10 日 理事会提案

2012 年 9 月 22 日 理事会修正提案